

広 島 県 取 受		
第	号	
- 1.12. 20		
処理部	月	日
分類記号	発行年度	

薬生薬審発 1220 第 1 号
令和元年 12 月 20 日

各 (都 道 府 県)
保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿
(特 別 区)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

アベルマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドライン
(腎細胞癌) の作成及び最適使用推進ガイドライン (メルケル細
胞癌) の一部改正について

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) にお
いて、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受
けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイ
ドラインを作成することとしています。

今般、アベルマブ (遺伝子組換え) 製剤 (販売名 : バベンチオ点滴静注
200mg) について、腎細胞癌に対して使用する際の留意事項を別添のとおり
最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたので、その使用に当たっ
ては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管内の医療機関及び薬局
に対する周知をお願いします。

また、アベルマブ (遺伝子組換え) 製剤 (販売名 : バベンチオ点滴静注
200mg) をメルケル細胞癌に対して使用する際の留意事項については、「ア
ベルマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドライン (メルケル細胞癌)
について」 (平成 29 年 11 月 21 日付け薬生薬審発 1121 第 1 号厚生労働省医
薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知) により示してきたところです。

今般、アベルマブ (遺伝子組換え) 製剤の添付文書の使用上の注意が改め
られたこと等に伴い、当該ガイドラインを別紙のとおり改正いたしましたの
で、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。なお、改正後
の最適使用推進ガイドラインは、別添参考のとおりです。

